

おれんじニュース

令和3年1月

No. 74

確定申告はお早めに
3月15日までに



くまモンポート八代



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 **八代地方法人會**



八代市松江城町6-6

八代商工会館内

TEL 0965-32-1393

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>



新年のご挨拶

会長 梶尾 博

明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また八代地方法人会活動につきまして平素より多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

法人会は「良き経営者を目指すものの団体」として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献しており、その存在意義と役割はさらに重要性を増しています。今後も地域に信頼され、愛される団体を目指してまいります。皆様のご支援ご協力をお願いします。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大という想定しない事態で、小学生を対象とした税知識の向上と関心を高めるための租税教育（税ウォッチング、Zei税ウォーキング）地域の各種イベント、特別講演会などの事業を中止せざるを得なくなりました。そのため、小学校に対し社会貢献の一助として、小学校の図書の実を充実を図ることを目的に、八代郡市・葦北郡の小学校35校に図書を寄

贈しました。（水俣市については前年度寄贈）

本年度予定している事業の、税に関する絵葉書コンクール、献血、租税教室につきましては例年通り実施する予定です。

また7月豪雨による災害で多数の会員が被災されました。ここに改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願うばかりです。当法人会では被災地の八代市坂本町・葦北郡に青年部会が復旧活動のボランティア、女性部会が布団・衣類等の支援物資を被災地域に寄贈しました。ご協力いただきました皆様にご心より感謝いたします。

本年も、税に関する研修やイベント等に参加しての広報活動並びに献血活動や地域の皆さまを対象とした特別講演会等さまざまな事業活動を計画していく所存です。

会員並びに関係各位の一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、会員の皆様の御健勝ご多幸と企業の益々のご繁栄を心からご祈念申し上げ年頭のあいさついたします。



新年のごあいさつ

八代税務署長 土肥浩一

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。公益社団法人八代地方法人会並びに会員の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

梶尾会長をはじめ会員の皆様方には、税のオピニオンリーダーとして、日頃から積極的な租税教育活動をはじめとした税知識の普及はもとより、社会貢献活動の展開など、地域社会及び地域企業の健全な発展に大きく寄与されておられることに、深く感謝申し上げます。

また、令和2年7月豪雨により被災された皆様および御家族に対しまして、改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、税務行政を取り巻く環境は急速に変化しており、経済活動のICT化やグローバル化はもちろんのこと、新たに新型コロナウイルス感染症や自然災害などへの対応のほか、消費税については、いわゆる「インボイス制度」(令和5年10月導入予定)への対応も視野に入れる必要があります。

このような社会・経済の変化に的確に対応しつつ、「適正・公平な賦課及び徴収の実現」という国税庁の任務を遂行し、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えておりますので、今後とも、皆様方のご意見や、様々なニーズをお聞かせいただき、納税者サービスの充実と適正・公平な税務行政の推進に努めてまいりますので、会員の皆様方には、一層のお力添えを賜りますようお願い

いたします。

間もなく、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えますが、税務署の申告会場等は大変混雑しており、いわゆる「3密」になりやすい状況です。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、各企業の従業員等の皆さんが、万一、感染された場合は企業活動への大きな影響も懸念されます。

感染防止対策として、スマートフォンや自宅のパソコンを活用した電子申告(e-Tax)とキャッシュレス納付が有効と考えておりますので、各企業の申告・納税手続はもちろんのこと従業員の方も税務署等に出向かず、より安心・安全な非対面による「おうちからe-Tax」と「ダイレクト納付」をご利用いただけるよう幅広くご案内(周知)をお願いいたします。

本年の干支は「辛丑(かのとうし)」であり、「辛」は、草木が枯れて新しくなろうとしている状態、「丑」は、種から芽が出ようとする状態で、何かが終わると同時に新しいことが始まる(出発の兆し)「転換期」の年になるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症が今後どのように推移していくかの見通しが不明ですが、会員の皆様ご自身が感染症対策をしっかりと講じられ、この新しい年が、更なる飛躍の年となりますことを心から祈念しまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

図書寄贈

公益社団法人八代地方法人会では社会貢献の一環として、小学校への図書寄贈を行うことになりました。本年度の教科書改訂に準じて出版された「日本の歴史」全20巻。児童の皆さんの勉学の一助となれば幸いです。



八代市

1	八代市立植柳小学校
2	八代市立太田郷小学校
3	八代市立郡築小学校
4	八代市立高田小学校
5	八代市立昭和小学校
6	八代市立代陽小学校
7	八代市立日奈久小学校
8	八代市立二見小学校
9	八代市立宮地小学校
10	八代市立麦島小学校
11	八代市立八代小学校
12	八代市立龍峯小学校
13	八代市立金剛小学校
14	八代市立松高小学校
15	八代市立八千把小学校
16	八代市立千丁小学校
17	八代市立有佐小学校
18	八代市立鏡小学校
19	八代市立文政小学校
20	八代市立八竜小学校
21	八代市立東陽小学校
22	八代市立泉小中学校
23	八代市立泉第八小学校
24	八代支援学校

八代郡

1	氷川町立竜北西部小学校
2	氷川町立竜北東小学校
3	氷川町立宮原小学校

葦北郡

1	芦北町立田浦小学校
2	芦北町立吉尾小学校
3	芦北町立佐敷小学校
4	芦北町立大野小学校
5	芦北町立湯浦小学校
6	芦北町立内野小学校
7	津奈木町立津奈木小学校

1	津奈木町図書館
---	---------

初級複式簿記講座

令和2年9月1日(火)から11月12日(木)までの計20日間、八代商工会議所・八代青色申告会と共催で実施。商店や会社経営者、従業員、資格取得を目指したい方々を対象に初級講座を開講し、具体的な記帳方法から簿記3級程度までの内容を勉強した。

(講師：税理士 吉田 志 氏)



社会貢献活動

女性部会では毎年小学校へ雑巾寄贈を行っている。この雑巾製作を「認定NPO法人とら太の会」に依頼することで、社会貢献にもつながっている。



租税教室

令和2年12月4日(金)水俣市立久木野小学校にて、5・6年生6名、12月10日(木)水俣市立袋小学校にて6年生39名を対象に租税教室を行った。最初にDVDを鑑賞し、その後「タックスフントとけんたくん」を活用し、青年部による税の使い道に関するクイズや解説を行い、最後に税務署からお借りした一億円レプリカを児童一人ずつ持ってもらおうと大喜びしていた。



女性部会 「年末調整研修会」

令和2年12月16日(木)八代ホワイトパレスに於いて、八代税務署の担当統括官から「新しい年末調整の実務」と題し、税制改正点を学びました。令和2年度分の年末調整は多くの改正事項が適用される為、時宜を射た研修会でした。



提言活動報告

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

法人会の提言活動は、法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

提言先

国会議員・八代市長・八代市議会議長

—令和3年度税制改正に関する提言—

令和2年11月14日(土)・12月1日(火)に当法人会会長梶尾博氏と税制委員長上原治氏が衆議院議員及び八代市長、八代市議会議長に対し、法人企業主の立場から、地方経済を活性化させるため、法人税の減税等について要望書を持参し、手渡しました。

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！



八代市 佐藤財務部長へ

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず、現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- 新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。
- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地

域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者ともにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会を「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

II. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- ・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制(中小企業強靱化法)」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから

ら、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび取収確保などの観点から問題が多い。
- ・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事

業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

- ・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

[e-Tax]なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法入会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

納税表彰

令和2年11月5日(木)税を考える週間の行事の一環として八代地方法入会と藤井啓一氏が国税局長より又山本雅子氏が八代税務署長よりそれぞれ表彰されました。



土肥署長 藤井啓一氏 山本雅子氏 梶尾 博氏

八代地方法人會會長賞受賞作文

生活と税の関わり

八代市立第三中学校三年一組 竹崎優杏

私達の生活環境は一変した。それは今でも沢山の生活の中で制限を受けている。「新型コロナウイルス」の発生に伴うものだ。私達は二年生の三学期に臨時休校となり、大切な時間を奪われてしまった。

悲観ばかりの時間の中でテレビでよく耳に入ってきた言葉が、「持続化給付金」だ。私達国民全員一人につき、十万円の給付金があったことは知っていた。給付金とは一体何かを母に訪ねてみたところ、「国会ら支給されるお金だよ。コロナの影響でお仕事が減ったりで、家計に変化が起きた人や、会社の経営が厳しくなってしまったところへ支払われるお金のことだよ。」と教えてもらった。

私は、国からお金とは？と考え、自分なりの漠然とした考えから「税金」について考えるようになった。税金を払うことは、国民の三大義務だということは知っていた。税金の使われ道もなんとなくではあったが分かった。税金によって人々や、学校や道路、安全を守る様々な形で私達は豊かな生活をおくることができているのも確かだ。この新型コロナウイルスで給付される国民一人あたりに十万円の給付や持続化給付金も、税金を使うのだろうと思う。私は大賛成だ。

なぜなら、もし日本に納税の義務がなければ、このような事態が起きたときに困っている人はどうになってしまうのだろうかと考えた。

私は自分自身に何か起きたわけでは

ない。

しかしテレビでは毎日のように飲食店の経営が悪化したと、インタビューを受けている場面をみる。実際に私達も随分と外食をしなくなった。

このように経営が悪化した店は飲食店だけではないだろう。銃付近が様々な形で、少しでも役に立てばいいと思う。これが税金でまかなわれているとすれば、私は納税がなぜ義務なのかが、分かったような気がした。

私達の街では七月に豪雨災害にみまわれた。

私の家のすぐ前は、氾濫のおきた「球磨川」だ。この豪雨災害では、沢山の被害により河川敷は水につかり、流木などが大量にたまっていた。愛犬と散歩をしていた堤防も見えないほどの豪雨だった。

しかし、私達は苦しい出来事を乗り越え、元の生活に戻るために努力しなければならぬ。球磨川にかかっていた橋も壊れて流されたそうだ。道路も土砂崩れで通行止めになったりと、困っている人々は大勢いると思う。橋や道路の復旧や、避難している人達の安全を確保することなども、きっと私達の税金が活用されていることだろう。

私は、「税金の利用先」について考えた時、生活はもちろんのこと、命を守ることだと感じた。自分が納税する立場になった時、どのように感じるかを、今の気持ちと照らし合わせたいと思った。

「献血のお願い」

八代会場

◎開催日時：令和3年3月17日(水)
10:00～11:30

◎開催会場：「八代ホワイトパレス」
八代市松江町290-1 TEL0965-35-0005

水俣会場

◎開催日時：令和3年3月23日(火)
12:40～16:00

◎開催会場：「水俣 生活協同組合熊本（旧水光社）」
水俣市古賀1丁目 TEL0966-63-2121

- ・献血にご参加いただいた方には記念品を準備しております。
- ・会員企業1社に1名以上を目標にしておりますのでご協力をお願いいたします。
- ・献血手帳（カード）をお持ちの方は当日ご持参下さい。
- ・400ml献血にご協力下さい。（但し、男女とも体重50kg以上の方・年齢18～69歳）
- ・献血が初めての方は「本人確認」へのご協力をお願いいたします。（運転免許証・保険証）
- ・血圧の薬は献血ができます。

活動予定

開催日	事業	開催場所
1月～2月頃	新設法人説明会	八代ホワイトパレス
3月17日(水)	献血（八代）	八代ホワイトパレス
3月23日(火)	献血（水俣）	生活協同組合熊本（水光社）
3月	芦北うたせマラソンイベント参加	芦北海浜公園
5月22日～23日	九州国際スリーデーマーチ2021参加及び協賛	球磨川河川緑地
9月頃～	簿記講座	八代商工会館
11月	第8回みなまたローズマラソン	水俣エコパーク陸上競技場

「おうちから e-Tax」で感染症対策を！

- 例年、確定申告会場には、多くの方が来場され、大変混雑している状況です。
- 確定申告書は、パソコンやスマートフォン、タブレットから国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して作成し、**ご自宅から e-Tax** による送信又は**印刷して郵送**等により提出することができますので、感染症対策としても、ぜひご利用ください。
- 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Tax で分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひご利用ください。

スマホやパソコンでご自宅から申告ができます

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかりません



確定申告期間中は**24時間いつでも**利用できます



スマートフォンやパソコンで簡単に申告書が作成できます



確定申告書の作成はこちらから

STEP

2

申告書を作成

画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、簡単・便利に作成することができます

STEP

3

申告書を提出

■ 国税庁ホームページから e-Tax で送信

■ 印刷して郵送等で提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタ



又は



ID・パスワード方式



- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書控えと一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- 令和2年分の確定申告会場は次のとおり開設しますが、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は会場で当日配付しますが、LINE を通じたオンライン事前発行も可能です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。詳しくは、[国税庁ホームページの「確定申告特集」](#)をご確認ください。

【申告相談会場】

＜開設場所＞ 八代税務署

＜開設期間＞ 2月16日(火)から3月15日(月)まで（土日祝日を除く）

＜受付時間＞ 午前9時から午後4時

※令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月1日から申告相談をお受けしています。

入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。